

## 鳥取市中小企業小口融資制度要綱

### (趣旨)

第1条 市内小規模商工業者の健全な発展に資するため、市は、鳥取県、鳥取県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び金融機関と協力し、小規模企業者に対して小口融資を促進する。

### (金融機関)

第2条 この制度による融資は、保証協会と債務保証契約を締結している、市の指定する金融機関によって行うものとする。

### (融資対象の基本要件)

第3条 資金の融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 保証協会が求償権を有していない者（求償権が連帯保証債務に係るもの等であり、保証協会が特に認めた者を除く。）
- (2) 県税、市税及び国民健康保険料を滞納していない者

### (融資対象者及び融資条件等)

第4条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあつては5人）以下の事業者 （ただし、この制度による保証と既保証を合わせた保証債務残高が2,000万円以下の者に限る。）
資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。）
融資限度額	2,000万円
融資期間	運転資金 5年以内（据置6月以内を含む。） 設備資金 7年以内（据置1年以内を含む。）
融資利率	通常利率：年1.66パーセント（変動金利） 特別利率：年1.43パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において、輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 （ア）最近1か月間に決済をした輸出入取引において、当該決済をした輸出入取引の円建売上及び仕入決済額が売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みに比べ5パーセント以上の損失を受けている場合 （イ）最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ5パーセント以上減少している場合

	(ウ) 最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5パーセント以上の減少が見込まれる場合																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下記のとおりとする。 (単位：%)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.48</td> <td>0.43</td> <td>0.38</td> <td>0.33</td> <td>0.27</td> <td>0.22</td> <td>0.18</td> <td>0.13</td> <td>0.11</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11												
	備考 ①から⑨までの区分の適用については、保証協会の定めるところによる。																				
担保	無担保																				
保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	元利一括又は割賦均等償還																				

#### (融資の手続き)

第5条 この制度による資金の借入を希望するものは、鳥取中小企業相談所が定める中小企業小口融資申込書（以下「申込書」という。）を鳥取中小企業相談所長（以下「相談所長」という。）に提出するものとする。この場合において、特別利率の適用を受けようとする者は、市長が別に定める特別利率適用確認書を申込書に添付し、商工会議所、商工会又は商工会連合会の適否の確認を受けるものとする。

- 2 相談所長は、前項の申込を受けたときは、その内容を調査した上で、意見書を作成し、市及び保証協会の審査に付するものとする。
- 3 市及び保証協会は、申込み内容を審査の上、融資の可否、融資金額及び融資条件を決定するものとする。
- 4 相談所長は、市及び保証協会が審査し適当と認めるときは、申込人、保証協会及び金融機関に通知するものとする。
- 5 金融機関は、前条に規定する融資条件については、市及び保証協会の決定を尊重するものとする。

#### (資金措置)

第6条 この資金を運用するため、金融機関に対して次のとおり預託による資金措置を行うものとする。

- (1) 預託額 この資金の融資額に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

#### (損失補償)

第7条 市は、保証協会が代位弁済したときは、その額の1割を限度として損失補償を行うものとする。

#### (金融機関及び保証機関の義務)

第8条 金融機関及び保証協会は各4半期分の代位弁済に係る債権の回収報告を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、必要と認める場合においては、この制度の運用について調査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
(鳥取市小規模事業資金融資要綱の廃止)
- 2 鳥取市小規模事業資金融資要綱(昭和38年4月1日制定)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の鳥取市小規模事業資金融資要綱の規定により行われた資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付から適用する。  
(鳥取市同和地区中小企業特別融資要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。  
(1) 鳥取市同和地区中小企業特別融資要綱(平成18年4月1日制定)  
(2) 鳥取市中小企業小口融資等特別資金実施要綱(平成18年4月1日制定)  
(経過措置)
- 1 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の鳥取市同和地区中小企業特別融資要綱及び鳥取市中小企業小口融資等特別資金実施要綱の規定により行われた資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日以降の貸付から適用する。  
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、審査会を経て保証協会が9月30日までに受け付けたものについては、融資利率を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月31日から施行する。
- 2 施行日前に融資の決定を受け、かつ、融資の実行を行っていない場合であって、第4条に規定する特別利率の適用を受けようとするときは、第5条の規定を準用し、特別利率適用確認書を商工団体に提出し、適否の確認を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月3日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月8日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月21日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱中第1条の規定は平成23年3月25日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の鳥取市中小企業小口融資制度要綱の規定は、平成23年4月1日以降に申込みのあった貸付から適用し、同日前に申込みのあった貸付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受けたものについて適用し、同日前に申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和元年8月1日から適用する。

(鳥取市中小企業小口融資審査会設置要綱の廃止)

2 鳥取市中小企業小口融資審査会設置要綱（平成18年4月1日制定）は、廃止する。